

(宛先) 大治町長

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和 5年1月～令和 5年3月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。  
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、大治町内に居住していることを大治町が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを大治町が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を大治町が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を大治町が確認すること。

施設等利用給付認定通知を受けた保護者名を記入。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	オオハル タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	平成 62年 1月 1日
氏名	大治 太郎			〒	490-1192
	※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です			現住所	大治町大字 馬島 字 大門西1番地の1
				電話	090 ( 1234 ) 5678

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	フリガナ	オオハル ハルコ
生年月日	平成 30年 3月 1日	氏名	大治 春子
認定番号	1234		
請求期間内に転入または転出に該当した場合			年 月 日

施設等利用給付認定通知から転記(省略可能)。

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	××ヨウチエン	所在地	〒
施設名称	××幼稚園	(町外の場合のみ記入)	電話: ( )
請求期間内に途中入退園に該当した場合は入園・退園日を記入			令和 年 月 日

4. 償還払いの振込先を記入 (※振込先は、請求者の口座に限ります。)

① 公金受取口座を希望する (振込先の口座情報記入不要)  
 ※公金受取口座の利用には、マイナポータルでの事前登録が必要です。

② 前回と同じ口座を希望する

③ 振込口座を指定する

金融機関名	ゆうちょ 銀行 信用金庫 二一八 本店・支店	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	農協・信用組合 出張所	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
金融機関コード	9 9 0 0 店番号 2 1 8	口座名義人 (カタカナ)	オオハル タロウ

<裏面も記入してください>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※1)

※①～⑤に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

フリガナ	〇〇ホイクエン	所在地	〒 490-1192
① 施設・事業名	〇〇保育園		大治町大字馬島字大門西0番地の0 電話： 052 ( 123 ) 4567
フリガナ			〒
② 施設・事業名	在園する幼稚園の預かり保育が教育時間を含めて8時間以上、年間200日以上の場合、ほかの保育施設の利用は無償化の対象となりません。		
フリガナ		所在地	〒
③ 施設・事業名			電話： ( )
フリガナ		所在地	〒
④ 施設・事業名			電話： ( )
フリガナ		所在地	〒
⑤ 施設・事業名			電話： ( )

※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※2参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※2 ※3	請求額 ※4 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※3	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和5年1月	8,000円	15日	6,750円	6,750円	4,500円	11,250円
令和5年2月	8,000円	20日	9,000円	8,000円	4,500円	11,300円
令和5年3月	8,000円	13日	5,850円	5,850円	2,000円	7,850円
令和 年	月額上限額 11,300円(満3歳児【3号認定】は16,300円)				円	円
令和 年					円	円
令和 年	1月の場合 (c)+(d)=11,250円<11,300円 請求額:11,250円 2月の場合 (c)+(d)=12,500円>11,300円 請求額:11,300円				円	円

※2 「認可外施設」の利用時間数が8時間未満の場合は、認可外保育施設等の利用費の償還払い請求を記入が可能です。

※3 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合はそれぞれの月額上限額を記入してください。

※5 請求の対象となるのは利用料(保育料)のみです。  
・対象とならない費用(例):入園料、通園送迎費、日用品・保育用品・文房具費、被服費、行事参加費、食事の提供に要する費用等